

オーバーツーリズムの諸問題と責任に関する考察 —観光者の認識と責任の明確化に向けたタクソミーの試み—

A Consideration of the Problem of Overtourism and Responsibility

宮本 佳範

Yoshinori Miyamoto

愛知東邦大学経営学部

要 旨

世界各地の人気観光地では、いわゆる「オーバーツーリズム」が問題となっている。オーバーツーリズム問題が報じられる際に「観光者=悪」のような取り上げ方が散見されるが、問題を解決するためには、観光者を感情的に批判するのではなく、それぞれの問題の特性を把握したうえで責任の所在を考える必要がある。そこで本稿では、まずオーバーツーリズムの諸問題について、問題の原因や行為主体の違い、観光者の認識や過失の有無などに基づく独自のタクソミーを行った。そのうえで、問題のタイプ別に責任について考察した。その結果、①オーバーツーリズム問題の多くはキャリング・キャパシティを“オーバー”したことで生じる問題というより、従来から存在した問題が顕在化だということ、②それらの問題のうち観光者個人の責任と言える問題は全体のごく一部であり、多くは観光地側の責任であること、③観光者の行為により発生する問題を低減するためには観光者送出国側の責任で観光者教育を行う必要があること、などが明らかになった。

1. はじめに

2022年1月現在、世界的に広まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で、依然として国際的な移動は厳しく制限されている。それにより、観光地、特に国際的な観光地は大きなダメージを受けている。しかし、新型コロナウイルスが蔓延する直前まで、世界の有名観光地は観光者で溢れかえり、いわゆる「オーバーツーリズム」が各地で問題視されていた。

日本でも、2019年までの数年間で外国人観光者が急増し、それにより生じた（もしくは目立つようになった）様々な問題が報じられ、オーバーツーリズムという用語も広く知られるようになった。特に観光地で観光者が引き起こす様々な問題、マナー違反行為の数々に対する、一種のセンセーショナルな報道も散見された。そして、ネット上では、観光立国を掲げてインバウンド振興に力を入れてきた政府のみならず、訪れた観光者を中傷する言説も多くみられるようになった。世界各地のオーバーツーリズムが問題となっている地域では反観光の動きも生まれ、極端な場合、観光者への嫌がらせなどが起きるほどであった。

オーバーツーリズムの問題が語られる時、「観光者=悪」として捉えられがちである。しかし、そこで取り上げら

れる問題の原因や責任は、本当に個々の観光者にあるのだろうか。確かに、文化財への落書きなどのように明らかな観光者個人による問題行為も存在する。また、観光者によって交通機関や道路が混雑して日々の生活に支障をきたしていれば、地域住民が「観光者=悪」と捉える気持ちはわかる。「観光」は観光者の存在が前提である以上、観光によって生じるほとんどの問題に少なくとも間接的には観光者が関わっていることも確かである。だからといって、観光に関連して発生する問題の責任の多くが観光者にあるように捉えられ、高額な旅行代金を払い楽しみに訪れた旅行先で、何も悪い事をしていない（少なくともそう認識している場合もある）にも関わらず、邪魔者扱いされては観光者もたまったものではないだろう。

観光者が集中する地域で発生する問題には様々なタイプがあり、その性質、原因も一様ではない。観光者の悪意ある行為による問題もあれば、個々の観光者にはまったく非が無いにもかかわらず生じる問題もある。仮に、観光者の行為や存在が原因だとしても、責任が観光者にあるとは言えないケースもある。

観光者が集中する地域で生じる問題を極力回避しつつ観光を行っていくためには、オーバーツーリズムの問題を漠然と捉えるのではなく、問題のタイプごとに性質や原因を把握したうえで、その責任や対処を考えることが求められる。そのためにも諸問題を一定の基準でタクソノミーする必要があると考える。タクソノミーとは、分類法、分類学を意味する用語であり、簡単に言うと、ある目的のために対象となる事象を一定の基準で分類することである。目的に合わせたタクソノミーを行うことは、課題への対処を考えるうえで不可欠である。そこで、本稿ではオーバーツーリズムの問題とされる様々な事象について、その原因や観光者自身の問題行為認識の有無など独自の視点からタクソノミーを行い、当該問題に対する責任（行為責任・管理責任・教育責任）について考察していく。

2. オーバーツーリズムの諸問題

(1) オーバーツーリズムという用語について

オーバーツーリズムという用語が使われるようになった時期については諸説ある。例えば、カー・清野（2019）は、オーバーツーリズムという言葉は「2012年にツイッターのハッシュタグ『#overtourism』で認知されるようになったもの」と述べている。また、Ali（2016）は2016年にSkift社がオーバーツーリズムという用語を使うようになったと述べており、国連世界観光機関（以下、「UNWTO」という）もその説を引用している（UNWTO 2018）。一方、谷本（由）・谷本（義）（2020）によれば、オーバーツーリズムは、2017年に使われ始めた新語あるいは造語であるという。いずれにしても、厳密に初出を特定することより、オーバーツーリズムが社会問題として認知されるようになったおおよその時期を把握する方が重要である。私の実感としては、オーバーツーリズムという用語が世界のメディアや学術論文等で広く使用されるようになったのは、2016年～2017年くらいからであり、日本では少し遅れて2018年くらいからである。あくまで広く認知されるようになった時期であり、それ以前から一部で用いられていたことは推察できる。

では、オーバーツーリズムとはどのような状況を指すのだろうか。オーバーツーリズムという用語は、様々なメディアや学術論文、報告書等で広く用いられているが、現時点では確定した定義が存在するわけではない。それぞれの文献のなかで、その都度定義されて使われているのが現状である。とはいえ、ある程度共通する認識としては、観光者が大挙して訪れることによって様々な負の影響が生じている状況、その地域のキャリング・キャパシティ（その地域が許容できる観光者数）を超えていると考えられる状況を指す用語だと言える。主に、観光者の増加で地域住民の生

活や自然への悪影響が発生していたり、観光者自身が多すぎる観光者の影響で期待していた体験、そして満足が得られない状況が発生していたりする場合に使われることが多い。

UNWTO（2018）によれば、「UNWTOは『オーバーツーリズム』などの流行語が現われるはるか以前から、観光におけるキャリング・キャパシティを『物理的、経済的、社会文化的環境を破壊することなく、また、訪問者が許容できないほど満足度を低下させることなく、1か所のデスティネーションを同時に訪れることができる最大人数』と定義し、キャリング・キャパシティを超えることで生じる問題について議論してきているという。UNWTOに限らず、オーバーツーリズムと同様の問題は、以前から観光の専門家等の間ではある程度共有され議論されていた。日本では、オーバーツーリズムという用語が一般化する前は、「観光公害」という用語が広く使われており、それに関する研究も以前から行われてきた。

「観光公害」は、必ずしも観光者の「量」により生じる問題、つまりキャリング・キャパシティを“オーバー”することで生じる問題を指しているわけではなく、観光がその地域に及ぼすマイナスの影響全般を指している。しかし、そこで取り上げられる諸問題はオーバーツーリズムとして取り上げられる諸問題と極めて類似している。そもそも観光公害という用語は、海外では日本ほど広く用いられていたわけではない。公害問題が一時期重大な社会問題となった日本だからこそ広まった表現だと言えよう。観光公害とオーバーツーリズムは、厳密には視点や問題意識に多少の違いはあるとしても、ほぼ同様の事象を指していると解して差し支えないと考える。

（2）オーバーツーリズムの具体的問題

では、オーバーツーリズムの問題として挙げられる事象は、具体的にどのようなものだろうか。例えば、中井（2020）は、日本を代表する国際観光地である京都について、観光者で極端に混雑する道路や公共交通機関の問題、観光者が舞妓さんや芸子さんを執拗につきまとう「舞妓パパラッチ」、観光者が観光名所だけではなく「人々の暮らし」に関心を向け始めたことで観光者のカメラが「ふつうに暮らす人々」を狙うようになったこと、観光名所付近の不動産価格の高騰、民泊増加による地域住民とのトラブル増加などの問題を挙げている。さらにカー・清野（2019）は、同様の問題以外にも、観光立国の題目の下で行われる各種の土木工事による景観破壊や、観光客によるマナー違反行為を防ぐために看板が乱立する「看板公害」など、観光地側の行為も観光に付随する問題として挙げている。

海外の事例では、例えば呉羽（2019）は、オーストリアのハルシュタットで起きている交通渋滞やドローン飛行、路上に散乱するゴミやタバコの吸い殻の増加、話し声による騒音、カメラ撮影のための居住地侵入などにより、地元の人々の静かな暮らしが脅かされている状況を挙げている。観光による自然破壊も各地で問題となっている。オーバーツーリズムによってサンゴ礁が大きなダメージを受け、ビーチの入域制限に至ったタイのピピレイ島の例は、CNNニュース（2018年10月3日）など多数のメディアで報じられ、観光による自然破壊の深刻な事例として世界的に知られることとなった。また、宮坂（2020）は、モンゴルにおける砂漠観光を例に、観光用に集められたラクダによる樹木の食害と倒壊、観光用燃料のための樹木の伐採、樹木の減少に伴う砂丘の拡大と水場の減少などの土地劣化・砂漠化をオーバーツーリズムの問題として論じている。そして、オーバーツーリズムについて語られるときに代表的な事例としてよく取り上げられるのがスペインのバルセロナである。人口の20倍近く観光者が訪れるといわれるバルセロナで起きている問題は、AFP BB News（2015年7月14日）や白石（2017）など、様々なメディアでレポートされている。バルセロナで観光者増加により生じている具体的な問題について国土交通省（2018）は、地域の集中、時期の

集中、民泊関係の3種類に区分し、主な問題事例として、観光客増大に伴う物価の上昇、州・県における経済格差の拡大、ごみ増大、騒音、特に夜間騒音（テラス、歩行者専用道路等）、交通機関・道路交通の混雑・渋滞、地域モビリティの低下、観光施設等の混雑・過密、モラルの低下（水着で外歩き等）、閑散期における施設の維持管理等、都心部における居住環境の悪化、マンション価格（賃貸料等）の高騰を挙げている。その他にも、Goodwin（2016）やニューズウィーク日本版（2020年3月24日）、佐滝（2019）など、世界各地の観光地で起きている諸問題が近年数多くのメディアで取り上げられている。

3. オーバーツーリズム対策等に関する主な研究

このようにオーバーツーリズムは世界的に問題になっており、前述したような諸問題に対する対応も様々な形で行われている。オーバーツーリズムへの対応は、高坂（2020）によれば「分散」「課金」「規制」の三つの手法に大別できるといえる。確かに、オーバーツーリズム対策として「分散」「課金」「規制」といった手法は各地で導入されており、一般的な手法だと言える。また、崔（2020）は、オーバーツーリズム対策として、第一に総量規制、第二に観光客の分散を誘導すること、第三に課税と観光文化教育システムの構築、第四に地域住民に観光発展と地域発展の関係に対して理解を深める場を提供すること、の四つを挙げている（観光文化教育システムの構築とは、「観光客が守らなければならないルールを制定し、広報する」ことや、「観光エチケットに関する広報もオン・オフラインで実施することなど）。前章で挙げたような観光地で起きている諸問題を具体的に考えると、「分散」「課金」「規制」のみでは対応しきれない問題は多数あり、崔（2020）のいう観光文化教育システムの構築を含め、観光客への「教育」もしくは「啓発」や、混雑緩和に向けた各種「インフラ整備」など、「分散」「課金」「規制」に該当しない対応も必要である。いずれにしても、オーバーツーリズムへの対応もある程度パターン化しつつある。

具体的には、高坂（2020）は、オーバーツーリズムの発生地を、「人気観光拠点型」、「リゾート型」、「希少資源型」に分けたうえで、「人気観光拠点型」の場合は、「広域的に整備された観光資源を活用し、地域全体で受け入れることを目指す『分散』を基本」とする対応、「リゾート型」の場合は「観光客の総量を抑制し、受け入れに伴う負荷を管理」するやり方や客層を選別したプロモーションを行うことなどの対応、そして、「希少資源型」の場合は、「観光事業者や自治体への規制にとどまらず、観光客に対しても直接規制を課す」といった対応などを示している。また、UNWTO（2018）は、オーバーツーリズム対策として11の戦略を示し、さらに各戦略に対応した68項目の対策を挙げている（11の戦略の内容は、戦略1：都市内外での訪問客の分散を促進する、戦略2：時間による訪問客の分散を促進する、戦略3：訪問客の新たな旅行ルートと名所を活性化させる、戦略4：規制を再検討し、調整する、戦略5：訪問客のセグメンテーションを強化する、戦略6：確実に地域のコミュニティが観光から利益を得られるようにする、戦略7：住民と訪問客双方の利益になる都市体験を創出する、戦略8：都市のインフラと設備を改善する、戦略9：地域の利害関係者と意思の疎通を図り、関与してもらう、戦略10：訪問客と意思の疎通を図り、関与してもらう、戦略11：モニタリングと対策の手段を定める、とされている）。

こういったオーバーツーリズム対策等を考えるにあたり、佐滝（2019）は観光客のマナー違反や迷惑行為など観光客の「質」により引き起こされる問題が注目される傾向があることを指摘したうえで、「オーバーツーリズムは、（中略）、観光客の「質」の問題と、（中略）、「数」そのものが引き起こす問題に分けて考えたほうがよい」と述べている。「数」の問題か否かを明確にすることができれば、「数」の問題、つまりその地域で許容できる観光客数を超えて観光

者が訪れることで生じる問題であれば、単純に観光者数を減らすことが対策となる。そのためには観光者が訪れる時期の「分散」や「課金」により訪問のハードルを上げて総数を減らすことなどが有効だろう。視点を変えれば、観光者の「数」により生じる問題の場合、観光地側の対応で回避することが可能であり、問題の責任が観光者にあるとは言いがたいのである。しかし、オーバーツーリズム問題に対するメディア等での取り上げ方などをみると、こういった観光地で発生している諸問題の原因や性質の違いなどが十分に考慮されずに、漠然と「観光者=悪」のような取り上げ方がされている例が散見される。「対策」を考えるためにはもちろん、当該問題に対する「責任」を明確にするためにも、諸問題の性質を正確に把握する必要があるだろう。ただし、佐滝（2019）は「観光者」が原因となる諸問題を「数」と「質」に分けているわけだが、観光地で起きている問題には、実は観光者が直接的にその問題を引き起こしているとは言えない問題も多い。オーバーツーリズムとして挙げられる諸問題に対する責任の所在を考えるためには、そういった様々なタイプの問題を含め、原因や当該問題の行為主体などの違いに基づくタクソノミーを行い、それぞれの問題の特性を把握することが重要である。

4. オーバーツーリズム問題のタクソノミー

観光に関連して発生する諸問題に対する分類等はこれまでも行われている。もちろん、それらは、研究・実務上の問題意識や分類する目的の違いにより異なっている。大切なのは、目的に合わせたタクソノミーを行うことである。本研究では、これまで見てきた諸問題に対して、責任の所在を明確化するという視点からタクソノミーを行っていく。

はじめに、その問題が観光者の「量」に起因するか否かに着目し、観光者の「量的拡大」のみに起因する問題（観光者数が少ない場合は発生しない）と観光者の「量的拡大」により顕在化した問題（観光者数が少ない場合でも発生する）とに分ける。これは、オーバーツーリズムとして挙げられている諸問題が、文字通りキャリング・キャパシティを量的に“オーバー”することによって生じているのか、観光者数の増加が原因ではなく従来から存在していた問題なのか、を明確にする意図である。そのうえで、問題行為の主体は誰か（観光地側か観光者側か）という視点から区分する。それらを図示したものが、図1である。

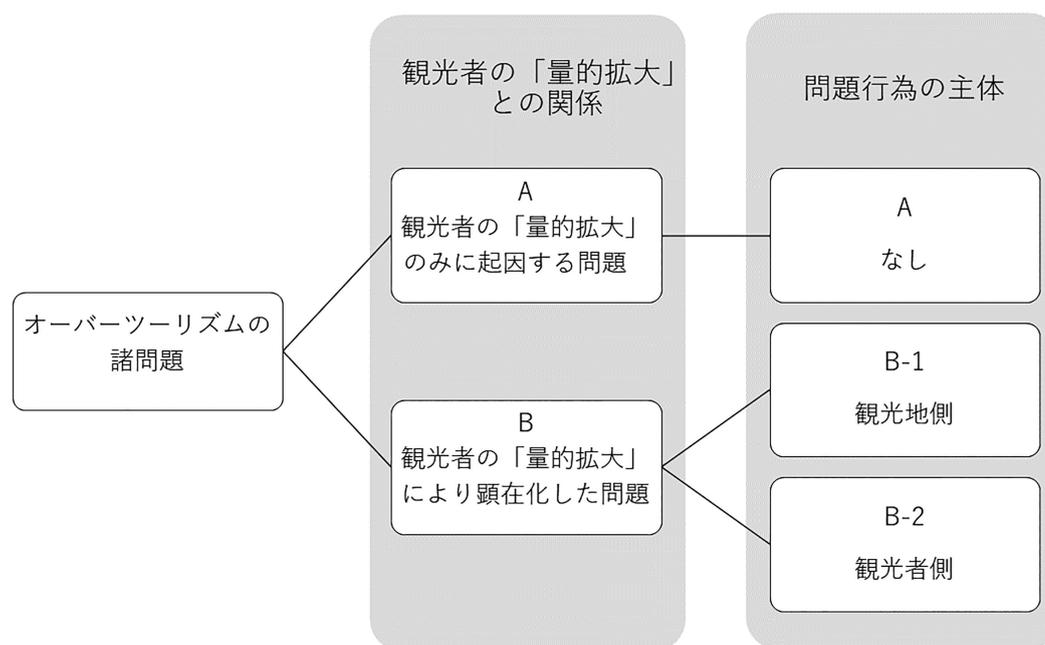


図1 オーバーツーリズムの諸問題

まず、Aタイプの“観光者の「量的拡大」のみに起因する問題”は、原因はあくまで観光者数の増加であり、観光者数がある一定数以下であればまったく発生しないタイプの事象をさす。本来ならこのタイプの問題こそが文字通りの“オーバー”ツーリズム問題と言えるものであろう。例えば、公共交通機関の混雑や交通渋滞により地元住民の生活に支障をきたしたり、観光地の混雑で観光者自身が満足を得られなかったりする場合は典型的である。では、このAタイプの問題の場合、その問題行為の主体は誰だろうか。結論から言えば、Aタイプ自体を「量」に起因する問題としているので当然かもしれないが、Aタイプには原則として問題行為の主体は存在しない（その問題に対して誰にも「責任」が無いという意味ではない。「責任」については後述する。）。例えば、バスが観光者で混雑して地元の人々が迷惑を被っている場合を考えてみる。観光者がバスに一人でも乗車していれば、その段階で、問題につながる行為そのものは行われていることになる（その累積で混雑が発生し問題となるため）。したがって、問題行為の主体は観光者だと思われるかもしれない。しかし、地元住民が利用するバスに観光者が一人乗車していたとして、それはそもそも「問題」だろうか。観光者が増加し、地元住民の利用に支障をきたしたり、観光者が「過剰」だと迷惑を感じるようになったりして初めて「問題」として認識されるものである。この場合「小さな問題」が累積して「大きな問題」になったわけではない。観光者数がある一定のラインを下回っていれば「過剰」ではなく、問題そのものが存在していないと考えることができる。もちろん、ルール上問題ない行為であっても倫理的問題を含む場合もあり得る。しかし、観光者がバスに乗るという行為は、言うまでもなくまったく倫理的問題を有する行為ではない。その累積として問題が生じたとしても、個々の観光者の行為自体にはなんら問題があるわけではない。この意味で、Aタイプの問題の場合、問題行為の主体は存在しないと言えるのである。先に掲載した国土交通省（2018）がまとめたバルセロナで起きている問題（表1）のうち、「観光客増大に伴う物価の上昇」や「交通機関・道路交通の混雑・渋滞」などの問題がこのAタイプに該当する。

Bタイプの“観光者の「量的拡大」により顕在化した問題”は、当該問題自体は従来から存在していたが、観光者数が増加したことでそれが“顕在化した”（もしくは再認識された）問題である。簡単に言えば、数が増えたことで目立つようになり、社会問題化したものだとと言える。この場合も、問題行為は合法的か否かだけではなく、倫理的問題も含む。具体的には、カメラ撮影のための居住地侵入や舞妓パパラッチ、ごみのポイ捨てや落書き行為、その他各種マナー違反行為や迷惑行為などが該当する。オーバーツーリズム問題としてよく取り上げられる問題であるが、観光者数が少ない頃はメディア等もあまり取り上げず、社会問題化しにくかっただけで、実際には以前から存在していた問題である。

Bタイプの場合、Aタイプに該当する問題と異なり、観光に関わる者の行為自体が何らかの問題を有している。そこで、その問題行為の主体は誰なのかに着目してさらに細分化していく。まず、観光地で直接的・間接的に観光とかかわるビジネスをする者や地域住民、行政機関など観光地側のステークホルダーをまとめて観光地側とし、当該問題行為の主体が観光地側である場合をB-1とする。具体的には、現地業者による伝統文化の改変や伝統家屋の土産物屋化、景観を損なう看板公害、観光者に対する営利目的の犯罪の増加など様々な問題が該当する。もちろん、それらの行為の背景には観光者の増加があるとはいえ、直接的には、観光者を受け入れる観光地側による行為と言える。ただし、それらの行為は必ずしも違法というわけではない。しかし、自然や文化財の保護、現地住民の権利、景観棄損など様々な観点から問題視されている行為は、合法的であっても倫理的な問題行為として捉えることができる。ただし、これらは程度の問題でもあり、判断が難しい場合もある。例えば、先に「観光客増大に伴う物価の上昇」をAタ

イプだとしたが、観光客相手の悪質な「ぼったくり」であれば、B-1に該当する。ぼったくりが違法かといえば、必ずしもそうではない場合もある。しかし、そういった行為は倫理的に問題ある行為だと言える。また、民泊の増加とそれに伴う不動産価格の上昇なども、ある程度は自由な経済活動という意味で個々の不動産業者の問題行為とは言いがたく、基本的にはAタイプの問題と言える。しかし、地元住民に悪質な立ち退きを迫るような場合や住民がその地に住めなくなるほどの上昇が起きている状況であればB-1タイプと言えよう。いずれにしても、事例毎の判断は別途検討すべき課題である。

そして、観光者側が問題行為の主体である場合をB-2とする。B-2タイプの問題については次章で詳しく考えていきたい。

5. 観光者の問題行為認識と過失

B-2タイプの問題は、観光者の「量的拡大」により顕在化した問題、つまり観光者の数にかかわらず従来から存在していた問題のうち、その行為主体が観光者側（問題の性質によってはツアー等を主催する旅行業者を含む）であるタイプの問題である。もっともわかりやすい事例は、観光者によって行われる様々な迷惑行為、マナー違反などである。ゴミのポイ捨て、禁止された地域での写真撮影、観光対象への落書き行為、舞妓パパラッチなどがここに含まれる。自然観光において観光者が遊歩道等から外れ自然にダメージを与えてしまうような問題もある。こういった問題は、オーバーツーリズムの問題としてよく報じられる問題ではあるが、このタイプの問題自体は以前から存在していたものである。それが、観光者の「量的拡大」によりオーバーツーリズムの問題としてマスコミが取り上げたことで、広く注目されるようになった問題である。いずれにしても、B-2タイプは観光者による行為自体が直接的に問題を引き起こしているわけであり、問題行為の主体は観光者だと言える。しかし、観光者自身はそれが問題行為であることを認識していない場合もある。そこで、次に観光者が自らの行為に問題があることを認識しているか否かで区別し、問題行為認識がある場合をB-2-1、認識がない場合をB-2-2とカテゴリ化する（図2）。

B-2-1には、先ほど述べた観光者によって行われるゴミのポイ捨て、禁止された地域での写真撮影、観光対象への落書き行為など、問題行為であることが明らかな観光者による各種行為が該当する。また、2019年10月からオース

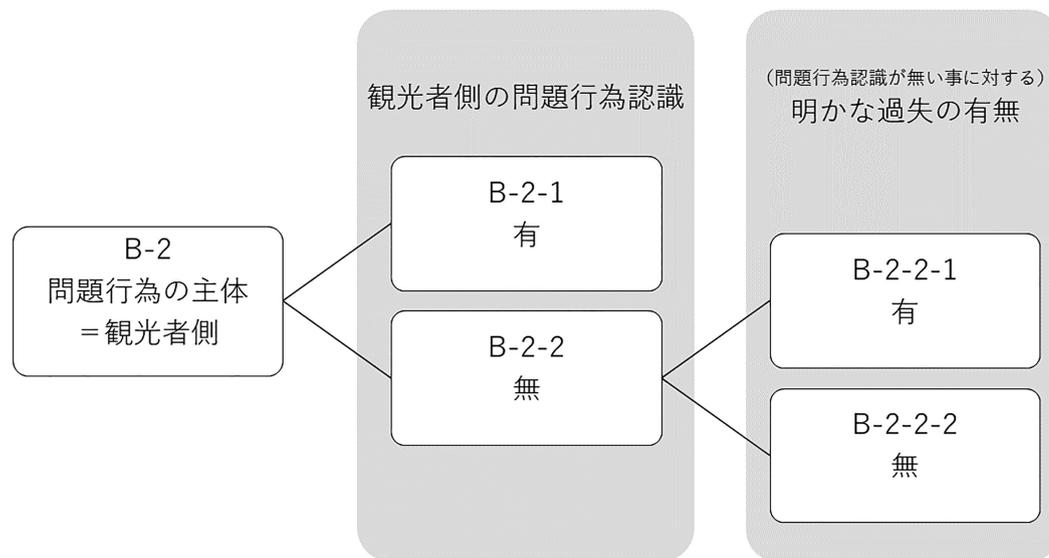


図2 問題行為の主体が観光者側である場合

トラリアのウルル（エアーズロック）登山が先住民の文化的権利への配慮等から禁止されたが、禁止直前に「ラストチャンス！」とウルル登山ツアーを行う旅行会社の行為もここに該当する（登山禁止に至った理由を考えれば、禁止前とはいえ明らかに倫理的問題のある行為であるため）。問題視されていることが知られているアフリカの野生動物ハンティングツアーなどの場合も同様である。このように、禁止されているかどうかではなく、観光者自身やツアーを主催する旅行会社がその観光に問題があることを認識している場合は、B-2-1タイプに含まれるものとする。

B-2-2タイプは観光者側に問題行為認識が無い場合である。ただし、観光者自身に問題行為としての認識が無かったとしても、観光者であれば当然知っておくべきことを知らないような場合、つまり、当該行為が問題を有することを認識していないことに対して、観光者側に明らかな過失がある場合もある。そこで、後程問題行為の責任について考察していくためにも、明らかな過失がある場合をB-2-2-1、過失がない場合をB-2-2-2と区分する。

B-2-2-1に該当する具体例としては、敬虔な仏教国で露出の多い服装で寺院を見学する行為や、白川郷などで観光対象にもなっている民家の中を無断でのぞいたり、舞妓パパラッチのようにつきまとってカメラを向けたりする行為などが該当する。また、先ほどのウルル登山の例では、旅行会社は当然登山禁止理由を知っているためB-2-1に該当するが、知らずに参加した観光者はB-2-2-1に該当すると言える。ただし、同じ行為であっても、問題行為認識がありつつ「せっかく来たのだから」「みんながやっているから」などの理由で行う場合もある。その場合はB-2-1に該当することになる。ウルル登山の例でも、実際には禁止理由がある程度知っているにもかかわらず登山を行うB-2-1タイプが多いのである（ウルル登山問題の詳細については、宮本（2019）を参照）。これらのように問題行為としての認識は無かったとしても、その地を訪れる、またはその観光を行うにあたり最低限知っておくべきことを知らない（調べていない）という意味で、明らかな過失があると考えられる場合が本カテゴリーである。

B-2-2-2タイプには、問題を有することを知らずに、観光地で希少な野生動物由来の土産物を購入したり、人権侵害や動物虐待につながる見世物等を見学したりする場合などが該当する。このタイプの問題行為は、すべてとは言えないが、観光地側のB-1タイプの問題行為を助長するという意味で問題となるケースが多くみられる。例えば、先に本稿では伝統文化の改変の問題をB-1にカテゴライズしたが、改変された伝統であっても、そういった物やサービスを好んで買う観光者がいるから提供されるのである。その意味で、問題ある物やサービスを気軽に購入する側、つまり観光者側の問題行為とも捉えることができる。動物虐待に近い芸をさせる観光アトラクションや少数民族の人々の人権を無視して「人間動物園」と批判されることもある少数民族村などの観光施設を対象とした観光の場合も同様である。しかし、明らかに規制されている象牙製品や偽ブランド品、違法薬物などを購入する場合を除き、普通に提供されている物やサービスに対して、観光者側にその商品の真正性やそれを購入することの問題まで考えて購入すべきだというのは現実的ではない。つまり、その行為に内在する問題や影響を知らないことに対して観光者に明らかな過失があるとは言えないだろう。こういったタイプがB-2-2-2に該当する。なお、禁止されていることを当然知っているべき商品（象牙製品や偽ブランド品の場合など）を、禁止されていることを知らずに観光者が購入する場合は、B-2-2-1に該当することになる。

もちろん、こういった具体例の分類に関しては異論もあるだろう。どこまでが観光者として当然知っておくべきことであり、どこからが明らかな過失があると言えるのかについては別途議論が必要である。本稿では、個別の事例をどこに区分すべきかを検討するのではなく、区分の枠組み・視点を示すにとどめておく。

6. 責任に関する考察

これまで、オーバーツーリズム問題として挙げられている様々なタイプの事象を、観光者の「量的拡大」による問題か否か、当該問題行為の主体、観光者の認識と過失の有無等、独自の観点からカテゴライズしてきた。次に、それぞれの区分（A～B-2-2-2）について、当該問題の責任について考察していきたい。

なお、考察するにあたり責任主体を観光地側、観光者側、観光者送出国側の三者とした。また、問題の原因となる行為の主体（行為主体）とその問題に対する責任を負う主体（責任主体）の区別を重視した。観光に関する問題である以上、観光者の存在および行為に直接的・間接的な原因がある。しかし、その意味で原因が観光者にあるとしても、観光者の個々の行為に問題が無ければ観光者の責任とは言えない。つまり、問題の原因となる行為の主体（行為主体）とその問題に対する責任を負う主体（責任主体）は必ずしも同一ではないのである。はじめにも述べたが、オーバーツーリズム問題がメディア等で取り上げられる際に、観光地で生じる問題の原因は主に観光者の行為であり「観光者＝悪」であるかのように報じられることがあるが、そういった印象に左右されることなく、行為主体と責任主体を区別して考えることが重要なのである。これらの点に留意しつつ、これまでに区分したA～B-2-2-2に関して、責任主体と責任の種類、責任の有無とその度合いをまとめたものが表1である（責任の度合いに応じて◎○×で表した）。

表1 観光の諸問題に対する責任

問題のタイプ	観光地側の責任 (行為責任・管理責任)	観光者側の責任 (行為責任)	観光者送出国側の責任 (教育責任)
A	◎	×	×
B-1	◎	×	×
B-2-1	○	◎	○
B-2-2-1	○	○	◎
B-2-2-2	○	×	◎

Aタイプは観光者個人の行動に何ら問題がなくとも、観光者の「量」が増えることで発生する問題である。観光者個人の行為にまったく問題が無い以上、観光者の責任とは言い難い。もちろん、観光者の「量的拡大」に起因する問題である以上、観光地側が問題ある行為を行っているというわけでもない。それでも、「責任」（問題が生じた責任および問題に対処する責任）は観光地側にある（＝責任主体は観光地側）。それは、多数の観光者を受け入れるにあたり、観光地側（主に行政機関等）には、住民や観光資源にマイナスの影響が生じないように、観光対象に対する適切な保護措置や十分な移動手段の確保、そのための観光者数規制など適切な受入れ体制の整備を行うことが求められるからだ。そういった受入れ体制の整備が不十分であったために問題が生じたと考えられるため、Aタイプの問題は観光地マネジメントに対する責任という意味で観光地側に管理責任が問われるのである。

B-1タイプは観光者の「量的拡大」により顕在化した問題（B）のうち、問題行為の主体が観光地側である場合である。観光地側では現地の行政機関や様々な業者、住民が観光と関わっている。それらの中で直接的に問題ある行為を行った者には行為責任が問われる。実際にどのような行為が問題であり、どのような責任が生じるかは、個別の状況から判断することになるだろう。そういった個別の行為責任とは別に、主に観光地側の行政機関等には、問題ある行為を適切に規制するなど、当該問題に対する管理責任がある。なお、B-1を業者や住民とそれを管理する行政機関とに分けて、前者を行為責任、後者を管理責任とすべきだという考え方もあるだろう。しかし、行政機関自体が

問題行為の主体となる場合もあるため、本稿では両者を区別せずに観光地側とした。

B-2タイプは、観光者が問題行為の主体となる問題である。そのうちB-2-1やB-2-2-1タイプの問題は、基本的に観光者が自らの行為の問題性を認識している場合や、認識していないことに明らかな過失がある場合であるため、基本的に行為主体である観光者側が責任主体となる（行為責任）。問題行為認識の有無からB-2-1よりB-2-2-1の観光者側の責任を若干軽い扱いとしたが、責任があることに変わりはない。ただし、これらの問題行為の主体が観光者だからといってB-2-1やB-2-2-1タイプのすべての責任が観光者にあるというわけではない。観光者の責任の軽重にかかわらず、その問題により観光対象や地元住民等が被害を受けている以上、例えば観光者に対して禁止行為を周知する、罰則を設けて実効性を持たせる、といった対応をすることが管理者（観光地側の行政機関等）に求められる。そういった管理が十分ではなかったという意味で、問題の責任の一端（管理責任）は観光地側にある（観光地側も責任主体となる）。もちろん、様々な観光地で問題になっている落書き問題などのように、問題行為認識がありながら当該行為を行う観光者が後を絶たない場合など、それを防ぐためには警備の強化等も含め、多額のコストがかかる。しかし、観光地側は観光から様々な恩恵を受けていることもあり、それらの対策を講じるためのコストは必要経費だと言える。これらの問題の主たる責任は当然問題行為を行う観光者側にあるとしても、観光地側の管理責任は免れられないものである。

B-2-2-2タイプの問題は、観光者自身がその行為に問題があることを認識しておらず、それに関して明らかな過失が無い場合である。したがって、この場合は問題行為の主体が観光者とはいえ、個々の観光者の責任までは問うことができない（行為主体≠責任主体）。観光地側には、そういった行為に対して規制や啓発などの対応が求められるという意味で管理責任がある。ただし、先に述べたとおりB-2-2-2タイプの行為の多くは観光地側の物やサービスの提供者による問題行為（B-1）を助長する間接的な問題行為である。よって、B-1における観光地側の管理責任に基づき業者側の行為を規制することで対応できる問題も多いだろう。それらを踏まえ、B-2-2-2タイプにおける観光地側の管理責任はB-1よりも軽く位置付けた。

なお、B-2タイプ（B-2-1～B-2-2-2）のように観光者が観光地で引き起こす問題に対する責任の一部は観光者送出国側にあると考える。その責任は、自国の観光者が訪れた地域で問題行為を行わないようにするための、観光者に対する「教育責任」と言えるものである。例えば、B-2-1タイプのように、問題行為だと知りつつも「他の人もやっている」「大きな問題ではない」「せっかく来たのだから」と行ってしまう観光者に対しては、個々の行為が累積していかに大きな問題につながっているのかを自覚させる必要がある。また、観光者自身に問題行為としての認識が無いB-2-2-1およびB-2-2-2タイプの問題の場合、観光者に対してどういった行為がどんな問題につながるのか、その地域を訪れるにあたってどんなことに注意し、事前にどんなことを調べておくべきなのかなどを学ぶ機会を提供していれば、防げるものもあるだろう。観光者自身に問題行為としての認識が無い場合、いかに観光者に問題行為認識を持たせることができるかが問題解決の鍵であり、それだけ観光者送出国側の教育責任が大きいと言える。なお、「観光者」に対する教育責任と書いたが、厳密に言えば観光者（観光中の者）というより、その準備段階もしくは観光者となる可能性のあるすべて者に対して何らかの教育的アプローチをすることになる。こういった、一種の観光者倫理を身に着けた観光者を育成することは、観光者送出国側の責任で行う必要があると考える。

7. 結論

以上、オーバーツーリズム問題のタクソノミーおよびそれを踏まえた各タイプの問題に対する責任について考察してきた。その結果、次の3つの点が明らかになった。

第1に、オーバーツーリズム問題とされる事象の多くは、実はキャリング・キャパシティを“オーバー”することで生じる問題というより、以前から存在していた問題が観光者数の増加により“顕在化した”（もしくは再認識された）問題だということである。オーバーツーリズム対策等を考える際に、観光者の「分散」や「総量規制」など、地域のキャリング・キャパシティ内に観光者数を抑えることに言及されることは多い。確かに、観光者数を一定数（＝キャリング・キャパシティ内）に抑えれば、量的拡大のみによって生じるAタイプの問題は基本的に解決されるだろう。また、観光者数が減少すれば、従来から存在していたBタイプの問題も相対的に減少し、社会問題として注目されることは少なくなるかもしれない。しかし、Bタイプの問題は、「数」が原因ではない以上、それにより問題そのものが解決されるわけではない。オーバーツーリズム問題として報じられる事象の多くは、必ずしもキャリング・キャパシティに対する“オーバー”が直接的な原因ではないのである。

第2に、オーバーツーリズム問題が報じられる際によく「観光者＝悪」のように取り上げられるが、実際に観光者個人の責任が問われる問題は、全体のうちごく限られた行為にすぎないことである。もちろん、観光に関連する問題である以上、間接的には観光者の存在・行為が影響していることは確かである。そうではあっても、観光で生じた問題に対する責任が観光者にあるとは限らない。観光者によるマナー違反・迷惑行為等は目立ちやすく、センセーショナルに報道されることもあり、人々の印象にも残りやすい。そういったことから「観光者＝悪」という認識が過大に広まった感がある。しかし、観光者に責任があるケースは一部にすぎず、責任の多くは観光地側にあることが本研究から明らかになった。

第3に、観光者の行為による問題を低減するためには観光者教育が重要であり、それを観光者送出国側の責任で行う必要があることである。観光地で生じる問題に対する観光地側による管理にも限界がある。観光者が自らの行為の問題を認識し、それを改めなければならぬタイプの問題の解決に向けて、観光者送出国側として観光者に教育的アプローチを行うことが必要なのである。こういった、観光者の行為に対する観光者送出国側の教育責任という考え方は、現時点では広く認知されているわけではない。しかし、世界規模で観光が拡大した現代だからこそ、その考え方をいかに普及させていくかが今後の課題である。

本稿の結論は、オーバーツーリズムへの対応としてUNWTO（2018）が示した対策の内容とも合致する。そこで示された68項目の対策の大半は観光地側が行う対策であり、観光者へのアプローチは2項目のみとなっている。非常に少なく感じられるかもしれないが、本研究で行った責任に関する考察を踏まえれば、観光者へのアプローチで解決できる問題、観光者の責任となる問題は意外と少ないのである。そして、その2項目は、戦略10の「訪問客の間に観光の影響についての意識を醸成する」および「現地の価値、伝統、規制について訪問客を啓発する」である。これらはまさに本稿で示した、観光者教育の必要性とつながるものである。

8. おわりに

オーバーツーリズムという、ある意味キャッチーな言葉が広まるなかで、観光振興への批判や反観光の動きが各地

で起きている。しかし、本稿で示したように、観光地で生じる問題の主な原因は必ずしも観光者の「量」とは言えな
いだけでなく、観光地で生じている問題の多くは観光者の責任とは言い難いにもかかわらず、観光者が批判されてい
る。オーバーツーリズムという用語の普及は、観光の弊害を広く知らしめた功績がある反面、観光地で生じる各種問
題の本質を見えにくくしているのではないだろうか。観光によって生じる問題を低減させるためには、観光者を敵視
するような感情論ではなく、問題が発生する原因や責任の所在を明らかにしたうえで、対処する必要がある。本研究
で行った観光地で生じている諸問題に対するタクソノミーと責任に関する考察は、そのための作業なのである。

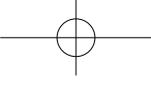
先にも述べたが、具体的に挙げた問題がどこにカテゴライズされるかについては、本稿の例示に対する異論もある
だろう。本研究の目的は、分類の枠組み自体を示すものであり、具体的な事例がどこにカテゴライズされるかという
個別の議論をするものではない。個別の事例については、その対策等を考える際にあらためて観光者の認識や観光者
の過失の度合いなどを個別に検討する必要があるだろう。

謝辞

本研究はJSPS科研費JP20K12415の助成を受けたものです。ここに記して謝意を表します。

引用・参考文献

- AFP BB News, 2015年7月14日, 「押し寄せる観光客, 頭抱えるバルセロナ スペイン」 (<https://www.afpbb.com/articles/-/3054370> 最終参照: 2021年9月30日)
- Ali, R., 2016, 'Exploring the Coming Perils of Overtourism', Skift. (<https://skift.com/2016/08/23/exploring-the-coming-perils-of-overtourism/> 最終参照: 2021年9月30日)
- CNNニュース, 2018年10月3日, 「観光客激増のタイ「秘境」ビーチ, 無期限で立ち入り禁止に」 (<https://www.cnn.co.jp/travel/35126468.html> 最終参照: 2021年9月30日)
- 崔錦珍, 2020, 「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」『九州国際大学国際・経済論集』5, pp.193-206.
- Goodwin, H., 2016 OverTourism: What is it and how do we address it?, (<https://responsibletourismpartnership.org/overtourism/> 最終参照: 2021年9月30日)
- カー, アレックス・清野由美, 2019, 『観光亡国論』中央公論新社
- 高坂晶子, 2020, 『オーバーツーリズム 観光に消費されないまちのつくり方』学芸出版社
- 国土交通省, 2018, 「持続可能な観光のあり方に関する調査研究」『国土交通政策研究』146 (<https://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/pdf/kkk146.pdf> 最終参照: 2021年9月30日)
- 呉羽正昭, 2019, 「オーストリア・ハルシュタットにおける世界遺産登録地の商品化: ヨーロッパの世界文化遺産登録地におけるオーバーツーリズムの分析」『地理空間』11 (3), pp. 47-65.
- 宮本佳範, 2019, 「問題ある観光を行う観光者の意識: ウルル (エアーズロック) 登山最終年の事例から」『東邦学誌』48 (2), pp. 17-32
- 宮坂隆文, 2020, 「オーバーツーリズムによる砂漠化: モンゴル・フグンタルン国立公園の事例」『日本森林学会大会発表データベース』131 (0), p. 49.
- 中井治郎, 2020 [初版2019] 『パンクする京都 オーバーツーリズムと戦う観光都市』星海社
- ニューズウィーク日本版, 2020年3月24日 (第35巻第12号), 「Special Report 観光業の呪い」, CCCメディアハウス
- 佐滝剛弘, 2019, 『観光公害 インバウンド4000万人時代の副作用』祥伝社
- 白石和幸, 2017, 「バルセロナが観光客削減に踏み切る事情」東洋経済オンライン (<https://toyokeizai.net/articles/-/164660> 最終参照: 2021年9月30日)



谷本由紀子・谷本義高, 2020, 「ヴェネツィアにおけるオーバーツーリズムとその概念に関する一考察 (1): 日本・京都への示唆」『研究論集』112, 233-252.

UNWTO, 2018, Overtourism? —Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perceptions, Executive Summary (=UNWTO駐日事務所訳, 2019, 「オーバーツーリズム(観光過剰)? 都市観光の予測を超える成長に対する認識と対応 要旨」) (https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2019/11/overtourism_Ex_Summary_low-2.pdf 最終参照: 2021年9月30日)